

資料 1

保育所が民営化された場合に変わらないこと・変わること

○ 変わらないこと

保育所を運営するにあたり、国が定める事項又は町の条例等により基準として満たさなければならない事項等については、変わらない。

- ・ 保育指針
- ・ 保育士等の配置基準
- ・ 子ども一人当たりの面積要件
- ・ 通常保育料
- ・ 保育認定、利用調整の方法

○ 変わること

保育所を運営する事業者が主体的に決定する事項等については、民営化により変わる可能性がある。

- ・ 保育目標等
- ・ 年間行事の内容
- ・ 開所時間
- ・ 通常保育料以外の費用
例) 準備品、保険に係る費用など